

秋田県比内地鶏ブランド認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、比内地鶏ブランドに対する消費者等の信頼に応えるために、比内地鶏の生産、比内地鶏肉等の加工及び加工食品の製造に関わる事業者を認証する「秋田県比内地鶏ブランド認証制度」について必要な事項を定め、制度の普及と適切な運用を図るとともに、比内地鶏ブランドの優位性を確固たるものにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 比内地鶏 比内地鶏の素雛又は成鳥をいう。
- (2) 比内地鶏肉等 比内地鶏肉、比内地鶏ガラ等をいう。
- (3) 認定施設 この要綱に基づく認証の対象となる事業用施設のうち、認証機関が、認証基準に適合する施設として認定した施設をいう。

(認証機関)

第3条 この要綱に基づく認証業務は、当分の間知事が行う。

2 認証機関は、認証業務の全部又は一部を委託することができる。

(認証基準)

第4条 比内地鶏の生産方法に関する認証基準は、別表1のとおりとする。

2 事業用施設に関する認証基準は、別表2のとおりとする。

3 記録及び保管が必要な事項又は帳票に関する認証基準は、別表3のとおりとする。

4 出荷製品等に表示が必要な事項及び表示方法に関する認証基準は、別表4のとおりとする。

(認証の対象)

第5条 この要綱による認証の対象は、秋田県内に事業用施設を有する次の各号に掲げる事業者とする。

- (1) 比内地鶏の素雛を生産する事業者
- (2) 比内地鶏の成鳥を生産する事業者
- (3) 比内地鶏の食鳥処理を行う事業者
- (4) 比内地鶏肉等の食肉処理を行う事業者
- (5) 比内地鶏肉等を原材料とした加工食品の製造事業者又は加工包装事業者
- (6) 比内地鶏肉等を仕入れ、食肉処理や加工包装せずに販売する事業者（末端の小売業者を除く）

(認証の申請)

第6条 この要綱に基づき認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前条各号の区分を記載した認証申請書（様式第1号）を認証機関に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、認証の申請を行うことができない。

(1) 食品の生産、処理、加工製造及び販売に関する法令に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(2) 食品の生産、処理、加工製造及び販売に関する法令に違反し、これに基づく命令若しくは処分を受けた日から2年を経過しない者

(3) 第13条の(2)、(3)、(4)、(5)、(7)の規定により認証を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者

(4) 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

3 認証の申請は、申請者の事業用施設ごとに行うものとする。

(調査、確認及び認証の決定等)

第7条 認証機関は、前条第1項に基づく申請があった場合は、申請の内容について、提出された書類の審査及び事業用施設の実地調査等、適切な方法による調査、確認を行うものとする。

2 認証機関は、前項による調査、確認の結果、申請の内容が認証基準に適合すると認めるときは、当該申請者に対し、認証決定通知書（様式第2号）を送付するものとする。

3 認証機関は、第1項による調査、確認の結果、申請の内容が認証基準に適合しないと判断するときは、その理由を付して、当該申請者に通知するものとする。

4 認証機関は、認定施設が、継続して基準を満たしていることを確認するために、毎年、第1項に準じて確認を行うものとする。

5 重大な動物感染症の発生などやむを得ないと認められる場合は、家畜防疫対策の観点から第1項に定める実地調査を行わずに認証を行うことができるものとする。

6 前項のやむを得ない状況が解消した段階で、できるだけ速やかに実地調査を行うものとする。

(認証票の交付)

第8条 認証機関は、前条第2項に規定する認証決定通知書の送付を受けた申請者（以下「認証事業者」という。）に対して、認証したことを証する証票（以下「認証票（様式第3号）」という。）を交付する。

2 認証事業者は、認証施設内の見やすい場所に認証票を掲示しなければならない。

3 認証事業者は、この要綱に適合する比内地鶏、比内地鶏肉等及び加工食品等に認証事業者である旨の表示をすることができる。

4 認証事業者が、認証事業者である旨の表示をする場合には、その表示状況を記録簿（様式第4号）に記載し、保管しておかななければならない。

5 認証機関は、必要に応じ、認証事業者である旨の表示の状況に関する報告を求め、検査を行うものとする。

6 認証事業者は、認証票を紛失又は破損したときは、認証票紛失・破損届出書（様式第5号）を認証機関に提出し、認証票の再交付を受けるものとする。

(認証の有効期間及び有効期間内の認証票の返却)

第9条 第7条第2項の規定による認証の有効期間は、認証の日から2年間とする。

2 前項の規定及び第10条第3項に規定する有効期間内に廃業等により認証施設の存続ができなくなった場合は、認証票返却届出書（様式第6号）をもって遅滞なく認証票を認証機関に返却するものとする。

（認証の更新）

第10条 認証事業者は、認証の有効期間の終了後、引き続き認証を受けようとするときは、認証期間の更新をすることができるものとする。

2 前項の規定により認証期間の更新を申請する認証事業者は、その認証の有効期間の満了する1か月前までに、認証更新申請書（様式第7号）を認証機関に提出するものとする。

3 第1項の規定により更新される認証の有効期間は、認証の満了する日から2年間とする。

（認証内容の変更）

第11条 認証事業者は、認証された内容に次のいずれかに該当する変更が生じた場合は、遅滞なく認証事項変更届出書（様式第8号）を認証機関に提出しなければならない。

- (1) 認証事業者の名称及び代表者の氏名に変更があったとき。
- (2) 認証事業者の構成員に著しい変更が生じたとき。
- (3) 認証基準に適合しない状況に至ったとき。
- (4) その他認証機関に対する報告が必要と認める事実が生じたとき。

（事業実績状況等の報告）

第12条 認証事業者は、認証機関に対し、事業実績状況を報告しなければならない。

2 認証機関は、特に必要があると認めるときは、認証事業者に対して随時に施設の管理状況等に関する報告を求め、必要な指示を行うことができる。

3 認証機関は、前項に定めるほか、認証の有効期間内において、認定施設に対する随時の立入調査を実施することができるものとし、認証事業者は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（認証の取消等）

第13条 認証機関は、認証事業者又は認定施設が次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。ただし、当該認証事業者の責めに帰すると認め難い場合は、この限りでない。

- (1) 認証基準ほか、この要綱に定める認証の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽の申請により認証を受けたとき。
- (3) 前条第3項の規定に基づく調査を、正当な理由なく拒んだとき。
- (4) この要綱の規定に基づく届出又は報告を怠り、又は指示に従わなかったとき。
- (5) 認証票を偽造し、または不正使用したとき。
- (6) 認定施設における生産・処理・加工製造・販売を廃止し、又は1年間以上中止したとき。
- (7) その他、認証制度の運用に重大な支障を来す行為、又は比内地鶏ブランドの信用を著しく損なう行為があったとき。

2 前項による認証の取り消し等に関する基準は別表5のとおりとする。

3 知事は第1項の取り消しを行った場合は、その旨を公表するものとし、公表の方法等に関する基準は別表第6のとおりとする。

(帳票等の保管)

第14条 認証事業者は、認証に係る記録帳票等を、事業年度終了後2年間保管しておかなければならない。

(事業者の責任)

第15条 認証事業者は、食品の生産、処理、加工製造及び販売に関する法令を遵守するとともに、この要綱の規定を遵守しなければならない。

2 認証事業者は、比内地鶏及び比内地鶏等の生産その他の過程において、品質等に事故その他の問題が発生したときは、自らその責任を負わなければならない。

(DNA識別)

第16条 認証機関は、認証制度の信頼性を高めるため、必要な範囲で比内地鶏のDNA識別を実施する。

2 DNA識別の実施に関する基準は別表7のとおりとする。

(認証推進委員会)

第17条 認証機関は、次の各号に掲げる業務を行わせるため、認証推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 認証制度の実施状況の検証
- (2) 認証機関の新たな指定又は認証業務の委託に関する検討
- (3) その他認証制度の運用に関し必要な事項の検討

2 委員会の委員は5人以内とし、有識者等の中から知事が任命する。

3 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(機密の保持)

第18条 認証業務に携わる職員及び委員会の委員は、認証業務及び委員会における業務に関して知り得た秘密を関係者以外に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(関係機関との協議・調整)

第19条 この要綱に基づく認証制度の実施に当たっては、関係機関と十分協議し、調整を図るものとする。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成20年4月14日から施行する。

この要綱の改正は、平成21年2月5日から施行する。

この要綱の改正は、平成22年4月16日から施行する。
この要綱の改正は、平成23年4月21日から施行する。
この要綱の改正は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱の改正は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係) 比内地鶏の生産方法に関する基準

事 項	基 準
素 雛	秋田比内地鶏(雄鶏)とロード種(雌鶏)の交配で作出された一代交雑種であること。
飼育期間	雌にあっては孵化日から150日間以上、雄にあっては孵化日から100日間以上飼育していること。
飼育方法	28日齢以降平飼いで飼育していること。
飼育密度	28日齢以降1平方メートル当たり5羽以下で飼育していること。

別表 2 (第 4 条関係) 比内地鶏等の生産等を行う事業用施設に関する基準

認定施設の区分	基 準
生 素雛生産施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 秋田比内地鶏(雄鶏)とロード種(雌鶏)の一代交配により、比内地鶏素雛が生産されていること。 2 種鶏の飼育及び素雛生産に十分な鶏舎及び孵化・育成施設であること。 3 比内地鶏生産種鶏及び比内地鶏素雛に他の鶏種が混じらない施設構造及び管理体制がとられていること。 4 別に定める「比内地鶏飼養管理マニュアル」(以下「飼養管理マニュアル」という。)に基づき、適正に飼養されていること。 5 比内地鶏生産種鶏の管理、比内地鶏素雛の生産及び出荷に関する記録簿が整備され、認証機関に対し必要事項が適正に報告されていること。
産 地鶏生産施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 認定施設で生産された素雛を飼育していること。 2 比内地鶏の飼育に十分な施設であり、平飼い又は放し飼いのスペースを有していること。 3 比内地鶏の生産方法が別表 1 (比内地鶏の生産方法に関する基準)に適合していること。 4 比内地鶏に他の鶏種が混じらない施設構造及び管理体制がとられていること。 5 別に定める「比内地鶏飼養管理マニュアル」(以下「飼養管理マニュアル」という。)に基づき、適正に飼養されていること。 6 素雛の導入並びに比内地鶏の生産及び出荷に関する記録簿が整備され、認証機関に対し必要事項が適正に報告されていること。
処理・加工製造 食鳥処理施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 認定施設で生産された比内地鶏を取り扱っていること。 2 比内地鶏の食鳥処理に支障のない規模、構造の施設であること。 3 1の比内地鶏及び比内地鶏肉等に他の鶏種等が混じらない施設構造及び管理体制がとられていること。 4 地鶏生産施設、性別、生産方法及び出荷日を同じくする比内地鶏(以下「地鶏ロット」という。)ごとに食鳥処理を行い、当該食鳥処理により発生した比内地鶏肉等のうち食鳥処理日及び保存方法を同じくする比内地鶏肉等(以下「食鳥処理ロット」という。)ごとに分別管理していること。ただし、比内地鶏ガラ等については、複数の食鳥処理ロットの集合を食鳥処理ロットと見なすことができる。 5 食鳥処理、保管及び引き渡しに関する記録簿が整備され、認証機関に対し必要事項が適正に報告されていること。

認定施設の区分		基 準
処 理 ・ 加 工 製 造	食肉処理施設	<p>1 認定施設で食鳥処理された比内地鶏肉等を取り扱っていること。</p> <p>2 比内地鶏肉等の食肉処理又は細断済の比内地鶏肉等の小分け包装に支障のない規模、構造の施設であること。</p> <p>3 1の比内地鶏肉等に他の鶏種等が混じらない施設構造及び管理体制がとられていること。</p> <p>4 食鳥処理ロットごとに食肉処理を行い、当該食肉処理により発生した比内地鶏肉等のうち食肉処理日及び保存方法を同じくする比内地鶏肉等（以下「食肉処理ロット」という。）ごとに分別管理していること。ただし、比内地鶏ガラ等については、複数の食肉処理ロットの集合を食肉処理ロットと見なすことができる。</p> <p>5 食肉処理、保管及び引き渡しに関する記録簿が整備され、認証機関に対し必要事項が適正に報告されていること。</p>
	加工食品製造施設	<p>1 認定施設で食鳥処理又は食肉処理された比内地鶏肉等を取り扱っていること。</p> <p>2 比内地鶏肉等を原材料とした加工食品の生産に支障のない規模、構造の施設であること。</p> <p>3 原材料である1の比内地鶏肉等に他の鶏種等が混じらない施設構造及び管理体制がとられていること。</p> <p>4 商品の区分及び製造加工年月日を同じくする加工食品（以下「製造ロット」という。）ごとに分別管理し、当該製造ロットに使用した食肉処理ロットを明らかにしていること。</p> <p>5 製造ロットごとに原材料の配合表が整備され、当該配合表に従って加工食品を生産していること。</p> <p>6 加工食品の製造、販売及び在庫等の記録が整備され、認証機関に対し必要事項が適正に報告されていること。</p>
仕 入 ・ 販 売	仕入・販売施設	<p>1 認証施設で食鳥処理（または食肉処理）された比内地鶏肉等を取り扱っていること。</p> <p>2 比内地鶏肉等の仕入・販売に支障のない規模、構造の施設であること。</p> <p>3 1の比内地鶏肉等に他の鶏種等が混じらない施設構造及び管理体制がとられていること。</p> <p>4 食鳥処理ロット（または食肉処理ロット）ごとに分別管理していること。</p> <p>5 食肉仕入・販売、保管及び引き渡しに関する記録簿が整備され、認証機関に対し必要事項が適正に報告されていること。</p>

注1) 「認定施設の区分」欄の施設区分は次のとおり

- (1) 素雛生産施設（比内地鶏素雛の原卵生産、孵化及び飼育の一部又は全部を行う施設）
- (2) 地鶏生産施設（比内地鶏を飼育する施設）
- (3) 食鳥処理施設（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第6号に規定する食鳥処理場で、比内地鶏を取り扱う施設）
- (4) 食肉処理施設（食肉処理及び細断済の食肉の小分け包装を行う施設で、比内地鶏肉を取り扱う施設）
- (5) 加工食品製造施設（比内地鶏肉等を原材料とした加工食品を生産する施設）
- (6) 仕入・販売施設（比内地鶏肉等を仕入れ、食肉処理や加工包装せずに販売する施設で、末端の小売・販売施設を除く）

注2)「基準」欄の用語の定義は次のとおり

- (1) 比内地鶏肉 食鶏小売規格（平成5年3月10日付け5畜A第435号農林水産省畜産局長通達）に定める丸どり、骨付き肉（手羽類を除く）及び正肉類（以下「主品目」という。）並びに主品目をぶつぎりし又は細切りしたものをいう。
- (2) 比内地鶏ガラ等 食鶏小売規格に定める副品目、手羽類並びに主品目を挽いたものをいう。
- (3) 比内地鶏肉等 比内地鶏肉及び比内地鶏ガラ等をいう。
- (4) 比内地鶏等 比内地鶏、比内地鶏肉等、比内地鶏肉等を原材料とした加工食品（加工食品品質表示基準で定義する加工食品をいう。）をいう。

別表3（第4条関係）記録及び保管が必要な事項又は帳票に関する基準

認定施設の区分		基 準
生 産	素雛生産施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 種鶏の導入先別の導入年月日及び導入羽数 2 種鶏の処分年月日及び処分羽数 3 孵化数量の日計・月計・年計 4 素雛を仕入れている場合の、仕入先の納品書番号、仕入年月日、雌雄別（無鑑別を含む。）出荷仕入数量、仕入先名が一覧表に整理されたもの（仕入元帳） 5 出荷における納品書番号、出荷年月日、雌雄別（無鑑別を含む。）出荷数量、素雛の仕入先名及び出荷先名が一覧表に整理されたもの（売上元帳） 6 出荷先へ引渡した別表4に定める「比内地鶏素雛出荷票」の控
	地鶏生産施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 生産された素雛の品種、飼育の始期及び飼育方法が同じ比内地鶏ごとの生産工程、素雛の仕入年月日、仕入羽数、28日齢以降の飼育密度及び飼育方法、孵化日からの飼育期間並びに出荷年月日 2 素雛の仕入先の納品書の番号及び年月日、雌雄別（無鑑別を含む。）仕入数量、仕入先名が一覧表に整理されたもの（仕入元帳） 3 出荷における納品書番号、出荷年月日、雌雄別出荷数量、素雛の仕入先名及び出荷先名が一覧表に整理されたもの（売上元帳） 4 仕入先から引渡を受けた比内地鶏素雛出荷票 5 出荷先へ引渡した別表4に定める比内地鶏出荷票の控
処 理 ・ 加 工 製 造	食鳥処理施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 地鶏ロットの入庫の年月日及び羽数並びに当該地鶏ロットに係る食鳥処理の年月日及び羽数並びに当該食鳥処理に係る商品（丸どり及び可食内蔵をいう。）の発生数量、出荷先名、出荷年月日、出荷数量（廃棄数量を含む。以下同じ。）及び在庫数量が整理され、地鶏ロットと食鳥処理に係る商品の対応づけが分かるもの（入出庫管理表） 2 一定期間における比内地鶏の入庫羽数及び食鳥処理羽数並びに食鳥処理に係る商品の発生数量、出荷数量及び在庫数量を集計したもの（入出庫集計表） 3 仕入先から引渡を受けた比内地鶏出荷票 4 比内地鶏の入庫の年月日及び羽数が仕入先別に整理されたもの（仕入元帳） 5 出荷先へ引渡した送り状等の控 6 商品の出荷年月日及び出荷数量が出荷先別に整理されたもの（売上元帳）

処 理 ・ 加 工 製 造	食肉処理施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 食鳥処理ロットの入庫の年月日及び数量並びに当該食鳥処理ロットに係る食肉処理の年月日及び数量並びに当該食肉処理に係る商品の発生数量、出荷先名、出荷年月日、出荷数量及び在庫数量が整理され、食鳥処理ロットと食肉処理に係る商品の対応づけが分かるもの（入出庫管理表） 2 一定期間における比内地鶏肉等の入庫数量及び食肉処理数量並びに食肉処理に係る商品の発生数量、出荷数量及び在庫数量を集計したもの（入出庫集計表） 3 仕入先から引渡を受けた送り状等 4 食鳥処理ロットの入庫の年月日及び数量が仕入先別に整理されたもの（仕入元帳） 5 出荷先へ引渡した送り状等の控 6 商品の出荷年月日及び出荷数量が出荷先別に整理されたもの（売上元帳）
	加工食品製造施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 食肉処理ロットの入庫の年月日及び数量並びに当該食肉処理ロットを製造ロットに投入した年月日及び数量並びに在庫数量を整理したもの。（入出庫管理表） 2 一定期間における比内地鶏肉等の入庫数量を集計したもの並びに加工食品の原料に使用した数量を商品区分ごとに集計したもの並びに在庫数量を集計したもの。（入出庫集計表） 3 製造ロットの生産年月日、生産数量、出荷年月日、出荷数量及び在庫数量を整理したもの（製造出荷記録表） 4 一定期間における加工食品の生産数量、出荷数量及び在庫数量を商品区分ごとに集計したもの（製造出荷集計表） 5 加工食品の商品の区分ごとの原材料の配合表又は規格書 6 仕入先から引渡を受けた送り状等 7 比内地鶏肉等の入庫の年月日及び数量が仕入先別に整理されたもの（仕入元帳） 8 出荷先へ引渡した送り状等の控 9 商品の出荷年月日及び出荷数量が出荷先別に整理されたもの（売上元帳）
仕 入 ・ 販 売	仕入・販売施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 食鳥処理ロット（または「食肉処理ロット」、以下同じ）の入庫の年月日及び数量、出荷先名、出荷年月日、出荷数量及び在庫数量が整理されていることが分かるもの（入出庫管理表） 2 一定期間における食鳥処理ロットの入庫数量、出荷数量及び在庫数量を集計したもの（入出庫集計表） 3 仕入れ先から引渡を受けた送り状等 4 食鳥処理ロットの入庫の年月日及び数量が仕入先別に整理されたもの（仕入元帳） 5 出荷先への引渡した送り状等の控 6 商品の出荷年月日及び出荷数量が出荷別に整理されたもの（売上元帳）

別表4（第4条関係）出荷製品等に表示が必要な事項及び表示方法に関する基準

事 項		基 準	
		表 示 事 項	表 示 の 方 法
生 産	素雛生産施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 出荷年月日 2 名称（性別又は無鑑別の別を含む。） 3 羽数 4 出荷先生産事業者名 5 交配組合せ 6 孵化日 7 素雛生産者の住所及び氏名 	一連番号を付した比内地鶏素雛出荷票に表示する。
	地鶏生産施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 出荷年月日 2 名称（性別を含む。） 3 羽数 4 出荷先食鳥処理施設名 5 地鶏ロット記号（地鶏ロットに付した識別記号をいう。） 6 交配組合せ 7 孵化日 8 飼育期間 9 飼育方法 10 飼育密度 11 素雛生産施設の名称 12 比内地鶏の原産地名 13 地鶏生産者の住所及び氏名 	一連番号を付した比内地鶏出荷票に表示する。
処 理 ・ 加 工 製 造	食鳥処理施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 出荷年月日又は納品年月日 2 名称（性別を含む。ただし、雌及び比内地鶏ガラ等にあつては、この限りでない。） 3 部位 4 冷凍に関する事項（凍結品又は解凍品の場合に限る。） 5 数量 6 処理羽数（食鳥処理を受託する場合に限る。） 7 食鳥処理ロット記号（食鳥処理ロットに付した識別記号をいう。ただし、他の表示事項の組み合わせにより食鳥処理ロットが特定できる場合は省略できる。） 8 原産地名 9 賞味期限又は消費期限 10 保存方法 11 食鳥処理業者の住所及び氏名 12 その他法令で表示を義務づけられている事項 	1 一連番号を付した送り状等に表示する。
	食肉処理施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 出荷年月日又は納品年月日 2 名称（性別を含む。ただし、雌及び比内地鶏ガラ等にあつては、この限りでない。） 3 部位 	<ol style="list-style-type: none"> 1 一連番号を付した送り状等に表示する。 2 容器包装に入れ

処 理 ・ 加 工 製 造	食肉処理施設	<p>4 冷凍に関する事項（凍結品又は解凍品の場合に限る。）</p> <p>5 数量</p> <p>6 処理数量（食肉処理を受託する場合に限る。）</p> <p>7 食肉処理ロット記号（食肉処理ロットに付した識別記号をいう。ただし、他の表示事項の組み合わせにより食肉処理ロットが特定できる場合は省略できる。）</p> <p>8 原産地名</p> <p>9 賞味期限又は消費期限</p> <p>10 保存方法</p> <p>11 食肉処理業者の住所及び氏名</p> <p>12 その他法令で表示を義務づけられている事項</p>	<p>たものにあつては、容器包装にも左欄に掲げる2、3、4、8、9、10、11、12のほか内容量を表示する。</p>
	加工食品製造施設	<p>1 名称</p> <p>2 数量</p> <p>3 製造ロット記号（製造ロットに付した識別記号をいう。ただし、他の表示事項の組み合わせにより製造ロットが特定できる場合は省略できる。）</p> <p>4 原材料名</p> <p>5 製造業者等の住所及び氏名</p> <p>6 その他法令で表示を義務づけられている事項</p>	<p>1 一連番号を付した送り状等に表示する。</p> <p>2 容器包装に入れたものにあつては、容器包装にもその内容を表す一般的な名称、内容量、消費期限又は賞味期限のほか左欄に掲げる4、5及び6を表示する。</p>
仕 入 ・ 販 売	仕入・販売施設	<p>1 出荷年月日又は納品年月日</p> <p>2 名称（性別を含む。ただし、雌及び比内地鶏ガウ等にあつては、この限りでない。）</p> <p>3 部位</p> <p>4 冷凍に関する事項（凍結品又は解凍品の場合に限る。）</p> <p>5 数量</p> <p>6 食鳥処理ロット記号（または食肉処理ロット記号）。</p> <p>7 内容量</p> <p>8 原産地名</p> <p>9 賞味期限又は消費期限</p> <p>10 保存方法</p> <p>11 仕入・販売業者の住所及び氏名</p> <p>12 その他法令で表示を義務づけられている事項</p>	<p>1 一連番号を付した送り状等に表示する。</p>

注)「表示の方法」欄の送り状等～納品書又は規格書

別表5（第13条関係）

認証の取り消し等に関する基準

「秋田県比内地鶏ブランド認証制度実施要綱」第12条第2項に基づく指示及び第13条に基づく認証の取り消しについては、次によるものとする。

- 1 認証機関は、認証事業者が認証基準ほか、要綱に定める認証の要件（以下「基準等」という。）に適合しない、又は適合しなくなるおそれ大きいと認めるときは、当該認証事業者に対して、基準等に適合するために必要な措置をとるよう指示するものとする。
- 2 認証事業者は、認証期間内において基準等に適合しない時期があった場合は、自らその内容と時期を、取引先に知らせなければならない。
- 3 認証機関は、1による指示によっても当該認証事業者が基準等に適合しないと認められるときは、認証の取り消しを行う。
- 4 認証機関は、1にかかわらず、認証事業者の基準等に適合しない原因が故意又は重大な過失である場合、指示を行わずに認証を取り消すことができる。
- 5 認証事業者に対する認証の取り消しは、文書で通知するものとする。
- 6 認証機関は、3、4に基づき認証事業者の認証の取り消しをしようとするときは、その1週間前までに当該認証事業者に対してその旨を通知し、弁明の機会を付与するものとする。
- 7 この基準に定めるもののほか、必要な事項は農林水産部長が定める。

別表6（第13条関係）

公表の方法等に関する基準

1 秋田県比内地鶏ブランド認証制度実施要綱」に第13条に基づく認証の取り消しを行った場合の公表等については、次によるものとする。

(1) 公表の方法

認証機関が管理運営する「比内地鶏ネット」ほか知事が必要と認める方法とする。

(2) 公表する内容

- ① 取消に係る認証事業者の氏名又は名称及び住所
- ② 取消した認証施設の名称、住所及び認証番号
- ③ 取消年月日
- ④ 取消事由

(3) 公表する期間

- ① 要綱第13条第1項(1)及び(6)の場合、認証取り消しの日から1年間
- ② 要綱第13条第1項(2)から(5)及び(7)の場合、認証取り消しの日から2年間

2 この基準に定めるもののほか、必要な事項は農林水産部長が定める。

別表7（第16条関係）

DNA識別の実施に関する基準

「秋田県比内地鶏ブランド認証制度実施要綱」第16条に基づくDNA識別の実施については、次によるものとする。

- 1 識別調査の対象は次のとおりとする。
 - (1) 認定施設を対象とした定期的調査
 - ① 食鳥処理施設
 - ② 食肉処理施設
 - ③ 加工食品製造施設
 - (2) 小売店を対象としたモニタリング調査
認定施設で処理・加工・出荷された比内地鶏肉等を取り扱っている県内外の小売店
- 2 調査対象品は、生肉及び冷凍肉とする。
- 3 識別試料の収集は県が行う。
- 4 識別は秋田県畜産試験場が行う。
- 5 識別手法については(1)(2)のいずれかによる。
 - (1) 特許公開2008-118881「比内地鶏を識別するためのツール及びその利用」
 - (2) (1)に基づき、公立大学法人秋田県立大学バイオテクノロジーセンターと秋田県畜産試験場が共同で開発した「マルチプレックスPCR法」
- 6 識別結果の公表については次のとおりとする。
 - (1) 認定施設を対象とした定期的調査の結果（調査件数及び識別適合件数）については公表する。
 - (2) 小売店を対象としたモニタリング調査の結果については公表しない。
- 7 この基準に定めるもののほか、必要な事項は農林水産部長が定める。

(様式第 1 号)

秋田県比内地鶏ブランド認証申請書

平成 年 月 日

(あて先 知事)

申請事業者
住 所
氏 名
(電話番号)



秋田県比内地鶏ブランド認証制度実施要綱第 6 条第 1 項に基づく認定を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 認証を受けようとする比内地鶏事業用施設の概要 (※ 1)
 - 1) 事業用施設の区分 (※ 2)
 - 2) 事業用施設の住所 (※ 3)

【添付書類】

- ① 別記 1～6 (事業用施設の区分毎の概要)
- ② 複数の事業用施設を所有する場合は、事業用施設の位置図を添付し、「事業用施設の区分」及び番号を記入する。

※ 1 申請先は、事業用施設を管轄する地域振興局農林部です。

※ 2 「事業用施設の区分」は、秋田県比内地鶏ブランド認証制度実施要綱別表 2 の注 1) に基づき記載する。

「事業用施設の区分」の異なる複数の事業用施設を有する場合、または、「施設の区分」が同一で住所地が異なる事業用施設を有する場合は、それぞれ申請すること。

※ 3 「事業用施設の区分」が同一で、同じ管理のできる複数の事業用施設を有する場合は、代表する住所を記載する。

(別記1) 素雛生産施設

1 認証を受けようとする比内地鶏素雛生産施設の概要

- 1) 素雛生産施設(農場名)の名称:
- 2) 比内地鶏生産に係る種鶏の飼養状況
 - ① 秋田比内地鶏(雄): 羽
 - ② ロード種(雌): 羽
- 3) 種鶏の供給元の名称:
 - ① 秋田比内地鶏(雄): 羽
 - ② ロード種(雌): 羽
- 4) 比内地鶏素雛の生産供給体制(※1)
- 5) 比内地鶏素雛の年間供給予定羽数
- 6) 比内地鶏以外の鶏の飼養状況
鶏種:
羽数: 羽

2 比内地鶏素雛の生産供給先の主な地域名

- ① 県内 ○○市 ○○羽
○○町 ○○羽
- ② 県外 ○○県 ○○羽
○○県 ○○羽

※1 当該農場内のみで、一連の作業(種卵採取～ふ化～素雛供給)が実施されている場合には、「農場内のみで生産」と記載する。また、他の農場と連携し、素雛供給している場合には、「別紙のとおり」と記載し、各作業工程と農場名を記載した連携図を添付する。

(別記2) 地鶏生産施設

1 認証を受けようとする比内地鶏生産施設の概要

- 1) 比内地鶏生産施設(農場名)の名称:
 - 2) 鶏舎数と各鶏舎ごとの平飼い又は放し飼いのための面積: 棟
 - ① 第○鶏舎 ○○平方メートル(平飼い又は放し飼いのための面積: m²)
 - ② 第○鶏舎 ○○平方メートル(平飼い又は放し飼いのための面積: m²)
 - 3) 比内地鶏以外の鶏の飼養状況:
- 2 比内地鶏素雛の仕入れ元
- ① ○○
 - ② ○○
- 3 比内地鶏の出荷販売先
- ① ○○
 - ② ○○

(別記3) 食鳥処理施設

1 認証を受けようとする比内地鶏食鳥施設の概要

- 1) 食鳥処理施設の名称：
- 2) 比内地鶏の食鳥処理状況
 - ① 年間処理羽数： 羽
 - ② うち比内地鶏羽数： 羽
- 3) 比内地鶏の入荷先
 - ① ○○
 - ② ○○ (自家育成の場合は、「自家育成」と記載する)
- 4) 比内地鶏の出荷先
 - ① ○○
 - ② ○○ (自家利用の場合は、「自家利用」と記載する)

(別記4) 食肉処理施設

1 認証を受けようとする比内地鶏食肉施設の概要

- 1) 食肉処理施設の名称：
- 2) 比内地鶏の食肉処理状況
 - ① 年間処理羽数： 羽
 - ② うち比内地鶏羽数： 羽
- 3) 比内地鶏の入荷先
 - ① ○○
 - ② ○○ (自家仕入れの場合は、「自家仕入れ」と記載する)
- 4) 比内地鶏の出荷先
 - ① ○○
 - ② ○○ (自家利用の場合は、「自家利用」と記載する)

(別記5) 加工食品製造施設

1 認証を受けようとする比内地鶏加工食品製造施設の概要

- 1) 加工食品製造施設施設の名称：
- 2) 比内地鶏の加工食品製造 (加工包装) 状況
 - ① 年間使用羽数： 羽
 - ② うち比内地鶏羽数： 羽
- 3) 比内地鶏 (原材料) の入荷先
 - ① ○○
 - ② ○○ (自家仕入れの場合は、「自家仕入れ」と記載する)
- 4) 比内地鶏製品の出荷先
 - ① ○○
 - ② ○○ (自家利用の場合は、「自家利用」と記載する)

(別記6) 仕入・販売施設

1 認証を受けようとする比内地鶏仕入・販売施設の概要

- 1) 仕入・販売施設の名称：
- 2) 比内地鶏の仕入・販売状況
 - ① 年間使用羽数： 羽
 - ② うち比内地鶏羽数： 羽
- 3) 比内地鶏の入荷先
 - ① ○○
 - ② ○○
- 4) 比内地鶏の出荷先
 - ① ○○
 - ② ○○

(様式第2号)

秋田県比内地鶏ブランド認証決定通知書

(発 番)

平成 年 月 日

申請事業者

住 所
氏 名

秋田県知事 佐竹 敬久

平成 年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、秋田県比内地鶏ブランド認証制度実施要綱第7条第2項の規定により認証します。

- 1 認証番号
- 2 認証された事業用施設の区分
- 3 施設の所在地
- 4 認証期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(様式第3号)

認証番号： _____
(認定施設の区分： _____)



秋田県比内地鶏ブランド認証票

(住所)
(氏名) _____ 様


平成 年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、秋田県比内地鶏ブランド認証制度実施要綱第8条の規定により認証します。

記

- 1 事業用施設名： _____
- 2 施設所在地： _____
- 3 有効期間： 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

平成 年 月 日



秋田県知事 佐竹敬久 

(様式第5号)

秋田県比内地鶏ブランド認証票紛失・破損届出書

平成 年 月 日

(あて先 知事)

申請事業者

住 所

氏 名

(電話番号)



平成 年 月 日付けで認証された秋田県比内地鶏ブランド認証票を次の理由により、紛失(破損)しました。

つきましては、秋田県比内地鶏ブランド認証制度実施要綱第8条第6項に基づき認証票を再交付していただきたく届出します。

- 1 認証番号
- 2 認証された事業用施設の区分
- 3 施設の所在地
- 4 紛失(破損)の場所
- 5 紛失(破損)の年月日
- 6 紛失(破損)の状況

(様式第6号)

秋田県比内地鶏ブランド認証票返却届出書

平成 年 月 日

(あて先 知事)

申請事業者

住 所

氏 名

(電話番号)

印

平成 年 月 日付けで認証された秋田県比内地鶏ブランド認証票について、次の理由により事業を中止しますので、秋田県比内地鶏ブランド認証制度実施要綱第9条第2項に基づき返却します。

- 1 認証番号
- 2 認証された事業用施設の区分
- 3 施設の所在地
- 4 事業中止の理由
(概要を記入します。)

(様式第7号)

秋田県比内地鶏ブランド認証更新申請書

平成 年 月 日

(あて先 知事)

申請事業者
住 所
氏 名
(電話番号)



平成 年 月 日付けで認証いただきました秋田県比内地鶏ブランド認証について、次により更新を受けたいので、秋田県比内地鶏ブランド認証制度実施要綱第10条第2項に基づき申請します。

- 1 認証番号
- 2 更新前の認証期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
- 3 認証の更新を受けようとする比内地鶏事業用施設の概要 (※1)
 - 1) 事業用施設の区分 (※2)
 - 2) 事業用施設の住所 (※3)

【添付書類】

- ① 別記1～6 (事業用施設の区分毎の概要)
- ② 複数の事業用施設を所有する場合は、事業用施設の位置図を添付し、「事業用施設の区分」及び番号を記入する。

※1 申請先は、事業用施設を管轄する地域振興局農林部です。

※2 「事業用施設の区分」は、秋田県比内地鶏ブランド認証制度実施要綱別表2の注1)に基づき記載する。

「事業用施設の区分」の異なる複数の事業用施設を有する場合、または、「施設の区分」が同一で住所地が異なる事業用施設を有する場合は、それぞれ申請すること。

※3 「事業用施設の区分」が同一で、同じ管理のできる複数の事業用施設を有する場合は、代表する住所を記載する。

(別記1) 素雛生産施設

1 認証の更新を受けようとする比内地鶏素雛生産施設の概要

1) 素雛生産施設(農場名)の名称:

2) 比内地鶏生産に係る種鶏の飼養状況

① 秋田比内地鶏(雄): 羽

② ロード種(雌): 羽

3) 種鶏の供給元

① 秋田比内地鶏(雄): 羽

② ロード種(雌): 羽

4) 比内地鶏素雛の生産供給体制(※1)

5) 比内地鶏素雛の年間供給予定羽数

6) 比内地鶏以外の鶏の飼養状況:

2 比内地鶏素雛の生産供給先の主な地域名

① 県内 ○○市 ○○羽

○○町 ○○羽

② 県外 ○○県 ○○羽

○○県 ○○羽

※1 当該農場内のみで、一連の作業(種卵採取～ふ化～素雛供給)が実施されている場合には、「農場内のみで生産」と記載する。また、他の農場と連携し、素雛供給している場合には、「別紙のとおり」と記載し、各作業工程と農場名を記載した連携図を添付する。

(別記2) 地鶏生産施設

1 認証の更新を受けようとする比内地鶏生産施設の概要

1) 比内地鶏生産施設(農場名)の名称:

2) 鶏舎数と各鶏舎ごとの平飼い又は放し飼いのための面積: 棟

① 第○鶏舎 ○○平方メートル

② 第○鶏舎 ○○平方メートル

3) 比内地鶏以外の鶏の飼養状況:

2 比内地鶏素雛の仕入れ元

① ○○

② ○○

3 比内地鶏の出荷販売先

① ○○

② ○○

(別記3) 食鳥処理施設

1 認証の更新を受けようとする比内地鶏食鳥施設の概要

- 1) 食鳥処理施設の名称：
- 2) 比内地鶏の食鳥処理状況
 - ① 年間処理羽数： 羽
 - ② うち比内地鶏羽数： 羽
- 3) 比内地鶏の入荷先
 - ① ○○
 - ② ○○ (自家育成の場合は、「自家育成」と記載する)
- 4) 比内地鶏の出荷先
 - ① ○○
 - ② ○○ (自家利用の場合は、「自家利用」と記載する)

(別記4) 食肉処理施設

1 認証の更新を受けようとする比内地鶏食肉施設の概要

- 1) 食肉処理施設の名称：
- 2) 比内地鶏の食肉処理状況
 - ① 年間処理羽数： 羽
 - ② うち比内地鶏羽数： 羽
- 3) 比内地鶏の入荷先
 - ① ○○
 - ② ○○ (自家仕入れの場合は、「自家仕入れ」と記載する)
- 4) 比内地鶏の出荷先
 - ① ○○
 - ② ○○ (自家利用の場合は、「自家利用」と記載する)

(別記5) 加工食品製造施設

1 認証の更新を受けようとする比内地鶏加工食品製造施設の概要

- 1) 加工食品製造施設施設の名称：
- 2) 比内地鶏の加工食品製造 (加工包装) 状況
 - ① 年間使用羽数： 羽
 - ② うち比内地鶏羽数： 羽
- 3) 比内地鶏 (原材料) の入荷先
 - ① ○○
 - ② ○○ (自家仕入れの場合は、「自家仕入れ」と記載する)
- 4) 比内地鶏製品の出荷先
 - ① ○○
 - ② ○○ (自家利用の場合は、「自家利用」と記載する)

(別記6) 仕入・販売施設

1 認証の更新を受けようとする比内地鶏仕入・販売施設の概要

- 1) 仕入・販売施設の名称：
- 2) 比内地鶏の仕入・販売状況
 - ① 年間使用羽数： 羽
 - ② うち比内地鶏羽数： 羽
- 3) 比内地鶏の入荷先
 - ① ○○
 - ② ○○
- 4) 比内地鶏の出荷先
 - ① ○○
 - ② ○○

(様式第8号)

秋田県比内地鶏ブランド認証事項変更届出書

平成 年 月 日

(あて先 知事)

申請事業者

住 所

氏 名

(電話番号)



平成 年 月 日付けで認証いただきました秋田県比内地鶏ブランド認証について、
認証の内容について次により変更したいので、秋田県比内地鶏ブランド認証制度実施要
綱第11条に基づき理由を付して届出します。

- 1 認証番号
- 2 変更する事項 (※1)
- 3 変更理由
(概要を記入します。)

【添付書類】

変更する事項を証する資料

- ※1 変更する事項については、次の4つを参考に記入します。
- ・ 認証事業者の名称及び代表者の氏名の変更
 - ・ 認証事業者の構成員に係る著しい変更
 - ・ 認証基準に適合しない状況になった
 - ・ その他認証機関に対する報告が必要と認める事実が生じたとき